

## 平成 25 年第 3 回臨時会議決結果

第 3 回臨時会が平成 25 年 6 月 26 日に 1 日限りの会期で開催されました。  
条例の 1 議案が上程され、次のとおり議決されました。

### 【条 例】

#### ●芦屋町一般職職員の給与の臨時特例に関する条例の制定

平成 25 年 1 月に公務員の給与改定に関する取り扱いについて、閣議決定がなされ、その中で、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体においても、国に準じて必要な措置をとるよう要請されています。

このため、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、一般職職員の給与を減額するため、給与に関する特例条例を制定するものです。

(否決 賛成少数)